

小布施町高齢者福祉計画 第9期小布施町介護保険事業計画

概要版



令和6年3月 小布施町

※計画書本編は小布施町ホームページに掲載しています。(https://www.town.obuse.nagano.jp/)

1 計画策定の趣旨

本町における高齢者の占める割合は高くなっており、令和5年10月現在で34.2% (3,765人) となっています。また、75歳以上の後期高齢者の占める割合は19.5%となっており、今後も増加が見込まれています。

本計画の計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えるため、これまで以上に地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組む必要があります。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応できるよう医療・介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備、認知症施策の充実、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・介護現場の生産性の向上、近年頻発している災害及び感染症への対策等を進めてまいります。

本計画は、これらを踏まえ、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組、介護保険サービスの見込量等について示し、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施や各事業の安定的運営を目的として策定したものです。

2 計画の位置付けと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間としています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	...	令和22年度	...
第8期計画			第9期計画			第10期計画						
			団塊世代が75歳以上 2025年						→ 団塊ジュニア世代が65歳以上 2040年			

3 基本理念と5つの計画目標

「地域で支え合い、いつまでも自分らしく安心して暮らせる居心地のよい地域社会づくり」を実現するために、5つの計画目標を掲げ、その目標に向けた施策を実施します。

計画目標1

健康づくり・介護予防の
総合的な推進

計画目標2

介護・福祉サービスの
充実

基本理念

地域で支え合い、いつまでも自分らしく安心して暮らせる
居心地のよい地域社会づくり

計画目標3

在宅医療・介護の
連携強化

計画目標4

地域で支え合う
仕組みづくりの推進

計画目標5

持続可能な
介護保険事業の運営

4 施策内容

計画目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

高齢者が心身ともに健康で過ごしていけるよう、健診・検診の実施や心身の健康づくりに関する周知・啓発、介護予防及び社会参加促進を図り、地域において生きがいや社会的役割を持って活躍できるよう努めます。

取組

- 1-1. 多様な健康づくりの推進
- 1-2. 介護予防の総合的な推進
- 1-3. 社会参加の促進



脳のリフレッシュ教室交流会

計画目標2 介護・福祉サービスの充実

アンケート調査結果から、自宅での生活を望む高齢者が多い傾向がみられたため、地域において高齢者が適切なサービス等を利用しながら、安心して生活していくことができるような様々な支援の充実を図っていきます。



高齢者等の移動支援

- | | | |
|-----------|----------------------|-------------------|
| 取組 | 2-1. 相談体制・情報提供の強化 | 2-4. 認知症施策の総合的な推進 |
| | 2-2. 地域包括支援センターの機能強化 | 2-5. 地域支援事業の推進 |
| | 2-3. 在宅生活の支援 | |

計画目標3 在宅医療・介護の連携強化

在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築を目指し、関係機関等との連携及び情報共有体制の強化に取り組むとともに、町民の健康維持に向けた地域リハビリテーションや「かかりつけ医」等の周知・啓発に努めます。



地域リハビリテーション

- | | |
|-----------|---------------|
| 取組 | 3. 医療・福祉の連携推進 |
|-----------|---------------|

計画目標4 地域で支え合う仕組みづくりの推進

地域における支え合いや助け合いがより促進されるよう地域での取組やネットワークづくりの支援に努めます。また、見守り体制の充実や災害・感染症対策、虐待防止等の権利擁護等を推進します。



お茶の間まつぼっくり

- | | |
|-----------|------------------|
| 取組 | 4-1. 支え合い活動の推進 |
| | 4-2. 高齢者見守り施策の推進 |
| | 4-3. 権利擁護の推進 |

計画目標5 持続可能な介護保険事業の運営

介護サービス事業者へのサービスの質の向上につながる支援の充実や業務効率化の支援等を図ります。また、将来的な少子高齢化の更なる進行を見据え、介護保険制度の持続に向けて介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の確保及び定着支援、専門性の向上等に関する支援に取り組めます。



人材育成・専門性向上支援

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 取組 | 5-1. サービスの質の向上 |
| | 5-2. 介護保険制度の円滑な運営 |
| | 5-3. 福祉・介護人材の確保・生産性の向上の推進 |

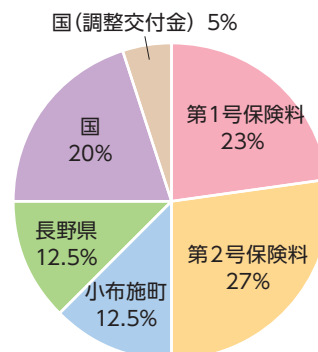
5 第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度の財源は、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、町、県、国の負担によって確保されています。

町は「介護給付準備基金」を保険料抑制のために活用し、第9期介護保険料基準額として月額5,250円を設定します。



介護保険給付費の財源



所得段階	住民税		所得基準	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料 ^{※1}
	非課税世帯	本人非課税				
第1段階	非課税世帯	本人非課税	・生活保護の受給者 ・本人年金収入等 ^{※2} が80万円以下の方	基準額 ×0.285	1,497円	17,960円
第2段階			本人年金収入等 ^{※2} が80万円超 120万円以下の方	基準額 ×0.485	2,547円	30,560円
第3段階			本人年金収入等 ^{※2} が120万円超の方	基準額 ×0.685	3,597円	43,160円
第4段階			本人年金収入等 ^{※2} が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,725円	56,700円
第5段階 (基準段階)	課税世帯	本人課税	本人年金収入等^{※2}が80万円超の方	基準額 ×1.0	5,250円 (基準額)	63,000円 (基準額)
第6段階			前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,300円	75,600円
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 ×1.3	6,825円	81,900円
第8段階			前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 ×1.5	7,875円	94,500円
第9段階			前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.7	8,925円	107,100円
第10段階			前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額 ×1.9	9,975円	119,700円
第11段階			前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額 ×2.1	11,025円	132,300円
第12段階			前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	12,075円	144,900円
第13段階			前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	12,600円	151,200円

※1 年額保険料は、10円未満切捨てとなっています。

※2 本人年金収入等とは、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計のことをいいます。

小布施町高齢者福祉計画・第9期小布施町介護保険事業計画【概要版】

発行：小布施町 編集：小布施町健康福祉課

住所：〒381-0297 長野県上高井郡小布施町小布施1491-2

TEL：026-247-3111(代表) FAX：026-247-3113